## 令和8・9年度の香美市建設工事入札参加資格者に係るランク付け審査について

- 1. ランク付け審査は、高知県内に本店を置く有資格者を業種別ごとに行い、高知県外に本店を置く有資格者は行いません。
- 2. ランク付け審査では、次の算式により総合点数を算定します。
  - (算式) 総合点数=「経営事項審査結果業種別総合評定値(P)」+「付与数値」
    - ※「付与数値」は、評価項目ごとに算定した付与数値の合計値です。
- 3. 営事項審査における平均完成工事高のない有資格者は、1つ下位のランクに位置付けます(最下位のランクである場合を除きます。)。
- 4. 評価項目については、建設業者が地域の守り手としての社会的役割を果たし続けていき、また、本市の災害への対応力を高めていくために、2つの課題 (「担い手の確保」及び「地域における対応力の強化」)に対する取組等を加点要素としました。
- 5. ランク付けは、令和7年度末頃に定める「ランク付け基準」に基づいて行います。

評価項目			説明	算定方法	付与数値
すべての有 資格者に適 用する評価 項目			指名停止を減点要素とするもの。	対象期間 (R6.1.1〜R7.12.31) 内において、市による指名停止の開始 がある場合に、指名停止期間(1月未満の端数は1月)に応じて減点 する。	
有資格者に 土木一式工 事・建築一			工事成績評定を加点要素とするもの。	対象期間 (R6.1.1〜R7.12.31) 内において、完了検査を行った市発注 の建設工事に係る工事成績評定の平均(小数点以下切り捨て)に応じ て加点する。	
式工事・水 道施設工事 で適用する 評価項目(香	録状況		将来の担い手を確保し、建設業者としての社会的役割の持続性・成長性を高めるための取組であり、かつ、若者等の就職活動における選択肢の一つとなる取組である仕事と生活の調和を図るライフワークバランス等制度の認証等取得を加点要素とするもの。		上限40点
美市内に本 店を有する 者に限る)	安全対策の有無		安心した労働環境を確保し、建設業者としての社会的役割の持続性・成長性を高めるための取組であり、労働災害を無くす取組である建設業労働災害防止協会への加入を加点要素とするもの。	し、40点を超える場合は40点。	5点
	実施状況		働きやすい環境づくりや、建設業者としての社会的役割の持続性・成長性を高めるための取組である「事業者向けコンプライアンス研修及び働き方改革支援研修」(実施機関:高知県土木政策課)の受講を加点要素とするもの。		5点
	テムの活用状況		国土交通省が推進する建設キャリアアップシステム(技能者が技能・経験に応じて適切に処遇される建設業を目指して、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、能力評価につなげる仕組み。建設業者としての社会的役割の持続性・成長性を高めるため、建設業を支える優秀な担い手を確保・育成することを目的として構築が進めらえている。)の活用を加点要素とするもの。		20点
	BCP策定状況		災害への対応力を高めるための取組であるBCPの策定(高知県建設業BCP審 査会又は四国建設業BCP等審査会による「災害時の基礎的な事業継続力を備え ていると認定された建設会社」としての認定)を加点要素とするもの。		10点
	担い手確保状況		将来の担い手を確保し、建設業者としての社会的役割の持続性・成長性を高める ための取組である出前授業、現場見学会、インターンシップ事業等の高知県内で の実施を加点要素とするもの。		10点
有資格者に 事で価項目に 香店を 本者に限す る者に限る	協力等	災害復旧工事 の実施状況	災害への対応力の評価として、災害復旧工事の実績を加点要素とするもの。	対象期間(R6.1.1〜R7.12.31)内における市発注の災害復旧工事(入札・随意契約を問わない。ただし、災害協定による修繕を除く。)の 契約締結件数(最大20件まで)1件につき3点を加点する。	上限60点
		協力事業所表 示制度の認定 状況	地域の消防防災力の充実強化等を図り、災害への対応力を高めるための取組である香美市消防団協力事業所表示制度の認定取得を加点要素とするもの。	事業所として公表されている場合に加点する。	
	監理技術者	数	建設業者としての社会的役割の持続性・成長性や、災害への対応力の向上が期待できる監理技術者の在籍数を加点要素とするもの。	高知県から提供される地域点数と同じ点数を加点する。	50点